

令和 7 年度
第 1 回緑岡市民センター運営審議会

日時 令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 1 時 30 分から
場所 緑岡市民センター会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）令和 6 年度事業実績（生涯学習事業）について

（2）令和 7 年度緑岡市民センター運営方針及び重点目標について

（3）令和 7 年度事業計画（案）について

（4）その他

4 閉 会

水戸市緑岡市民センター運営審議会委員名簿

(順不同 敬称略)

役職名	氏 名	備 考
	介 川 文 雄	茨城県ニュースポーツ協会会長
	久 保 定 時	緑岡住民の会副会長 緑岡地区民生(児童)委員
	近 藤 清	緑岡地区民生(児童)委員協議会会長
	岩 間 幸 一	社協緑岡支部支部長 緑岡地区民生(児童)委員
	野 坂 康 子	緑岡地区民生(児童)委員
	飯 島 きよみ	社協緑岡副支部長

任期:令和6～7年度

(1) 令和6年度事業実績(生涯学習事業)について

○高齢者学級	期日	内容	場所	人数
緑寿大学	7月30日(火)	① 人権啓発講演会 ～笑いが一番～ 講師:柳貴家正楽	緑岡市民センター ホール	22
	9月17日(火)	② 地域包括支援センターってなあに? 講師:南部第2高齢者支援センター職員	緑岡市民センター ホール	19
	12月17日(火)	③ 水戸芸術館演劇の講座 講師:水戸芸術館職員	緑岡市民センター ホール	23
	1月22日(水)	④ 移動学習 地図と測量の科学館・地質標本館	つくば市	27
○女性学級	期日	内容	場所	人数
女性セミナー	11月22日(金)	① 笑いヨガ 講師:柴山まつ江	緑岡市民センター ホール	30
	12月18日(水)	② 移動学習 茨城県天心記念五浦美術館・吉田正音楽記念館	北茨城市 他	25
	1月30日(木)	③ 多肉植物寄せ植え講座 講師:山西佐枝子	緑岡市民センター ホール	18
○家庭教育学級	期日	内容	場所	人数
ふれあい学級	-	① -	-	中止
家庭教育講座	-	① -	-	中止
家庭教育強化事業	6月28日(金)	① 抱っこdeダンス 講師:坂元 香織	緑岡市民センター ホール	22
	12月10日(火)	② クリスマスコンサート 講師:みとびよ音楽隊	緑岡市民センター ホール	21
○子ども教室	期日	内容	場所	人数
子ども教室	8月1日(木)	① 夏休み子ども教室 SNS安全教室 講師:水戸警察署生活安全課職員	緑岡市民センター 会議室	6
	8月6日(火)	② 夏休み子ども教室 親子料理教室 講師:緑岡地区食生活改善推進委員	緑岡市民センター 調理室	24
	8月9日(金)	③ 夏休み子ども教室 キーホルダー作り教室 講師:大久保なつみ・赤沼真理	緑岡市民センター 会議室	21
	8月20日(火)	④ 夏休み子ども教室 お琴体験教室 講師:菊輝世 敏子 他2名	緑岡市民センター 和室	26
○成人セミナー	期日	内容	場所	人数
成人講座	7月18日(木)	① しまんと新聞ばっく作り教室 講師:森田 紀子	緑岡市民センター 会議室	7
	12月16日(月)	② お正月飾りづくり教室 講師:樫村恵美子・加藤定子	緑岡市民センター 会議室	18
	3月4日(火)	③ 米粉料理教室 講師:鈴木三智	緑岡市民センター 調理室	16
○市民センターまつり	期日	内容	場所	人数
緑岡春まつり	2月28日(金) 3月1日(土)	- 作品展示 参加団体:絵画・書道・着付A・生花	緑岡市民センター 会議室	230
	-	- 演技発表 参加団体:大正琴・空手・さわやか太極拳・着付B・オカリナ・カラオケ・ハワイアンフラ・歌謡・ダンススポーツ	緑岡市民センター ホール	300
	3月1日(土)	- 模擬店 内容:ゲームコーナー・ドリンク・手打そば・赤飯・フランクフルト・ポテト&からあげ・豚汁・五目いなり・おでん	緑岡市民センター 駐車場	500
	-	- アトラクション 参加団体:緑岡中学校吹奏楽部・水戸葵陵高校ダンス部・書道部	緑岡小学校 体育館	500

定期講座参加者調べ(R6年度)

月	健康 スポ-ツ	体 操	絵 画	カ ラ オ ケ	着 付 A	着 付 B	卓 球 A	料 理	大 正 琴	ヨ ガ	オ カ リ ナ	計
4	15		5				13					33
			4		7		14			9	10	44
	12											12
					7		12		4	13	11	47
												0
5	13		5	24			14					56
		14			5	13	16	11	13	14	10	96
		13	4	26			11					54
					6	12		11	13	12	11	65
							12					12
6	11		5	18			15					49
		16			5	13	14		13	13	10	84
		16	5	21			11					53
					6	10		12	13	12		53
												0
7	10	11	4	23			16					64
		17			4	13	15	11	12	15	10	97
		11	4	23								38
					4	12	10		12	13	9	60
												0
8	13						14					27
							11			13	8	32
	11											11
					4		15			11	10	40
												0
9	13	13	6	20			14					66
		17			5	12	13	11	11	15	11	95
	10		5	23								38
					2	11		10	11	14	10	58
		15										15
10			6	23			17					46
		14			7	10	15	13	11		10	80
	12		6	22						12		52
					5	13	12		10			40
												0
11			6	20			14					40
		11			3	14	15	13	11	9	9	85
	11	13		18			9					51
		12	5		4	10		12	11	10	10	74
												0
12	10	13	6	23			14					66
		11			2	14	13	13	11	10	9	83
			6	18								24
		13				13		12		13	9	60
												0
1		14	5	14								33
					5	13	13	12	12	14	8	77
	11	15	5	16			13					60
		12			3	13			11	11	8	58
	13											13
2	13	14	7	21			13					68
					5	14	11	11	11	13	8	73
	14	16	7	22			13		12	11		95
					5	10					8	23
												0
3	12	15	5	15			14					61
		14			3	4	14	11	11	13	8	78
	9	17	6									32
					5	10			11	12		38
												0
計	213	347	117	390	102	234	440	163	224	282	197	2709
回数	18	25	22	19	22	20	33	14	20	23	21	237

令和6年度 市民センター使用状況報告書

緑岡市民センター

令和7年3月分

		市民センター	社教団体	市	県	その他	月 計	累 計
ホー ル	件数	9	4	6		49	68	765
	人員	401	101	121		537	1,160	11,198
和 室	件数	8	1			16	25	291
	人員	184	5			106	295	2,250
会 議 室	件数	7	6	1		30	44	336
	人員	246	58	9		276	589	3,411
調 理 室	件数	3					3	38
	人員	78					78	516
図書室 (図書利用)	件数							
	人員					4	4	30
月 計	件数	27	11	7		95	140	
	人員	909	164	130		923	2,126	
累 計	件数	272	89	71	9	989		1,430
	人員	3,863	1,746	1,628	109	10,059		17,405
センター外 主催事業	件数							2
	人員							58
センター外 共催事業	件数	1					1	3
	人員	1,000					1,000	3,700
月 計	件数	1					1	
	人員	1,000					1,000	
累 計	件数	5						5
	人員	3,758						3,758
合 計	件数	277	89	71	9	989		1,435
	人員	7,621	1,746	1,628	109	10,059		21,163

令和6年度 市民センター使用状況

	施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	合計件数	合計人数
1	三の丸	館内件数	110	137	136	153	86	152	134	161	132	145	136	1,605	合計件数	合計人数
		館内人数	1,252	1,475	1,506	1,700	857	1,818	1,564	1,831	1,730	1,621	1,711	18,340		
		館外件数	1	2	5	-	1	3	4	3	3	1	2	26		
		館外人数	19	127	351	-	110	137	1,651	209	234	4	29	2,933		
2	五軒 (3階まで)	館内件数	211	202	220	204	186	204	207	192	192	184	166	2,337	合計件数	合計人数
		館内人数	1,959	2,017	2,124	1,917	1,785	1,880	1,914	1,747	1,880	1,732	1,477	21,947		
		館外件数	-	2	3	2	-	-	1	2	1	1	2	16		
		館外人数	-	13	43	2,008	-	-	406	38	97	18	1,318	4,015		
3	新荘	館内件数	135	143	140	136	96	131	137	139	125	134	128	1,569	合計件数	合計人数
		館内人数	1,493	1,693	1,713	1,581	1,027	1,642	1,573	1,514	1,417	1,474	1,676	18,224		
		館外件数	-	1	-	1	-	-	2	1	1	-	-	6		
		館外人数	-	7	-	2,500	-	-	440	19	34	-	-	3,000		
4	城東	館内件数	113	112	116	114	67	106	100	116	100	110	116	1,270	合計件数	合計人数
		館内人数	1,369	1,344	1,422	1,402	711	1,251	1,187	1,189	1,184	2,002	1,221	15,423		
		館外件数	2	1	4	4	-	4	4	8	1	2	2	32		
		館外人数	25	50	78	193	-	128	1,872	229	12	27	32	2,646		
5	竹隈	館内件数	89	94	105	101	67	100	100	89	108	99	111	1,150	合計件数	合計人数
		館内人数	1,007	1,207	1,214	1,367	725	1,416	1,139	1,565	1,278	1,267	1,292	14,455		
		館外件数	3	5	7	7	3	8	9	9	3	8	8	76		
		館外人数	5	48	161	65	6	82	676	202	47	154	68	1,605		
6	常磐	館内件数	117	160	164	166	111	161	175	171	158	151	168	1,862	合計件数	合計人数
		館内人数	1,403	1,989	2,058	2,120	1,347	1,942	2,043	2,066	1,831	2,474	1,937	23,265		
		館外件数	2	3	5	3	1	4	4	4	4	3	2	36		
		館外人数	22	30	54	28	1,000	120	841	69	78	31	22	2,303		
7	緑岡	館内件数	119	113	117	136	100	115	115	127	122	113	140	1,430	合計件数	合計人数
		館内人数	1,606	1,431	1,436	1,515	1,024	1,474	1,214	1,521	1,571	1,319	2,126	17,405		
		館外件数	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	5		
		館外人数	-	-	-	-	2,000	-	700	-	29	-	1,000	3,758		
8	寿	館内件数	63	77	57	94	53	87	86	81	85	86	102	957	合計件数	合計人数
		館内人数	936	927	571	1,166	738	1,043	996	907	957	1,041	1,974	12,242		
		館外件数	-	1	3	1	2	3	1	3	1	-	-	15		
		館外人数	-	45	85	52	107	778	8	2,083	18	-	-	3,176		
9	上大野	館内件数	80	87	94	100	83	84	89	95	85	81	96	1,065	合計件数	合計人数
		館内人数	860	1,016	1,228	1,107	946	1,041	958	1,139	1,012	833	1,133	12,190		
		館外件数	-	-	1	2	-	-	2	1	-	3	-	9		
		館外人数	-	-	21	62	-	-	780	33	-	320	-	1,216		
10	柳河	館内件数	79	77	80	90	78	84	80	71	76	85	83	962	合計件数	合計人数
		館内人数	855	769	870	860	691	749	796	659	862	764	753	9,341		
		館外件数	11	12	15	13	-	9	9	11	9	11	7	113		
		館外人数	98	108	151	176	-	94	212	784	109	101	71	1,975		

令和6年度 市民センター使用状況

11	渡里	館内件数	-	-	-	60	65	80	80	87	82	82	91	95	722	合計件数	733
		館内人数	-	-	-	733	884	1,077	1,035	1,258	1,119	1,099	1,431	1,164	9,800		
		館外件数	-	-	1	2	-	1	1	1	3	1	-	1	11	合計人数	12,325
		館外人数	-	-	25	69	-	31	1,000	11	1,265	101	-	23	2,525		
12	吉田	館内件数	12	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	合計件数	24
		館内人数	170	86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	256		
		館外件数	-	-	-	-	4	-	1	-	-	-	-	-	5	合計人数	1,303
		館外人数	-	-	-	-	47	-	1,000	-	-	-	-	-	1,047		
13	酒門	館内件数	79	84	88	95	64	82	81	94	100	94	80	79	1,020	合計件数	1,030
		館内人数	852	1,136	1,065	1,127	807	1,099	852	1,117	1,150	1,100	1,001	930	12,236		
		館外件数	-	-	-	1	-	1	4	1	-	1	-	2	10	合計人数	15,104
		館外人数	-	-	-	79	-	36	557	44	-	77	-	2,075	2,868		
14	石川	館内件数	85	30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120	合計件数	137
		館内人数	1,033	406	83	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,522		
		館外件数	-	-	1	2	-	1	4	1	3	2	2	1	17	合計人数	2,620
		館外人数	-	-	73	57	-	79	685	12	61	80	39	12	1,098		
15	飯富	館内件数	50	49	57	62	33	50	48	50	43	56	48	55	601	合計件数	624
		館内人数	482	601	588	651	393	577	552	619	412	527	497	548	6,447		
		館外件数	3	3	4	4	1	2	3	2	-	1	-	-	23	合計人数	8,114
		館外人数	37	36	74	281	24	141	507	550	-	17	-	-	1,667		
16	国田	館内件数	62	56	72	70	54	63	69	61	65	61	60	74	767	合計件数	798
		館内人数	621	536	707	763	552	697	774	1,027	664	589	543	687	8,160		
		館外件数	5	7	9	3	1	1	1	1	1	1	1	-	31	合計人数	9,519
		館外人数	76	214	397	44	26	39	255	116	139	20	33	-	1,359		
17	桜川	館内件数	171	180	188	193	141	169	186	171	158	160	162	179	2,058	合計件数	2,198
		館内人数	1,958	2,116	2,100	2,201	1,673	2,124	1,972	2,073	2,965	1,710	1,782	1,938	24,612		
		館外件数	-	11	15	14	9	15	16	14	13	12	11	10	140	合計人数	26,828
		館外人数	-	147	237	198	119	224	537	183	165	141	135	130	2,216		
18	上中妻	館内件数	84	105	105	109	62	98	100	102	83	94	87	108	1,137	合計件数	1,153
		館内人数	898	1,157	1,066	1,221	604	1,143	1,062	1,091	830	961	928	1,105	12,066		
		館外件数	-	1	2	1	-	1	1	3	1	2	3	1	16	合計人数	14,788
		館外人数	-	8	13	7	-	5	900	1,543	5	51	186	4	2,722		
19	山根	館内件数	51	49	57	56	40	51	48	59	50	45	55	56	617	合計件数	632
		館内人数	482	504	533	501	398	510	472	566	488	403	802	587	6,246		
		館外件数	1	-	2	1	2	1	3	1	3	-	1	-	15	合計人数	7,089
		館外人数	17	-	35	30	262	77	290	28	51	-	53	-	843		
20	見川	館内件数	77	76	86	95	65	95	80	83	86	78	85	91	997	合計件数	1,001
		館内人数	980	988	997	1,232	741	1,175	983	1,130	1,165	902	1,253	1,179	12,725		
		館外件数	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	4	合計人数	12,957
		館外人数	-	-	-	-	80	-	27	25	-	100	-	-	232		

令和6年度 市民センター使用状況

21	千波	館内件数	135	140	149	138	102	133	133	126	135	132	143	153	1,619	合計件数	1,623
		館内人数	1,770	1,759	2,036	1,786	1,126	1,773	1,647	3,635	1,789	1,527	1,763	1,972	22,583		
		館外件数	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1	-	4	合計人数	24,470
		館外人数	-	-	-	-	-	-	1,800	-	35	23	29	-	1,887		
22	見和	館内件数	176	155	168	166	144	157	142	153	149	149	147	166	1,872	合計件数	1,885
		館内人数	2,047	2,046	2,093	2,288	1,873	2,128	1,708	5,388	2,032	2,730	1,783	2,378	28,494		
		館外件数	-	-	1	-	1	2	2	1	1	2	3	-	13	合計人数	30,873
		館外人数	-	-	20	-	19	50	2,014	22	18	161	75	-	2,379		
23	双葉台	館内件数	128	144	163	159	111	147	144	145	138	140	143	170	1,732	合計件数	1,760
		館内人数	1,676	1,825	2,039	2,030	1,326	2,493	1,820	4,370	1,734	1,620	3,440	2,202	26,575		
		館外件数	2	4	3	2	2	2	4	2	3	2	1	1	28	合計人数	27,181
		館外人数	33	58	33	18	9	20	322	19	58	17	9	10	606		
24	笠原	館内件数	84	95	117	107	64	91	103	89	90	89	97	107	1,133	合計件数	1,140
		館内人数	842	1,061	1,377	1,246	665	1,081	1,123	1,384	1,042	928	1,040	1,097	12,886		
		館外件数	-	-	1	-	-	2	1	2	1	-	-	-	7	合計人数	14,045
		館外人数	-	-	17	-	-	45	1,000	76	21	-	-	-	1,159		
25	赤塚	館内件数	101	92	109	103	77	94	104	88	92	91	109	99	1,159	合計件数	1,202
		館内人数	1,120	897	1,029	1,085	772	1,066	1,053	1,457	969	975	1,079	1,021	12,523		
		館外件数	-	3	3	5	2	4	8	4	2	4	5	3	43	合計人数	14,292
		館外人数	-	50	142	92	43	79	715	348	26	86	144	44	1,769		
26	吉沢	館内件数	79	95	90	97	55	88	85	97	84	81	83	94	1,028	合計件数	1,048
		館内人数	876	1,150	1,119	1,210	720	1,195	1,036	1,077	984	941	1,599	1,083	12,990		
		館外件数	-	3	4	2	-	-	-	-	3	4	3	1	20	合計人数	13,125
		館外人数	-	19	30	14	-	-	-	-	17	28	21	6	135		
27	堀原	館内件数	105	111	116	124	105	115	113	123	106	108	122	123	1,371	合計件数	1,453
		館内人数	1,551	1,668	1,561	1,736	1,345	1,838	1,520	1,786	1,528	1,344	2,340	1,516	19,733		
		館外件数	9	16	15	8	2	3	9	4	4	4	4	4	82	合計人数	26,293
		館外人数	116	165	211	576	4,550	28	695	70	38	39	35	37	6,560		
28	下大野	館内件数	43	52	70	69	50	64	62	53	50	54	57	66	690	合計件数	704
		館内人数	592	716	888	893	625	808	942	775	680	638	702	959	9,218		
		館外件数	-	-	2	2	-	1	2	6	1	-	-	-	14	合計人数	11,108
		館外人数	-	-	148	71	-	250	169	1,215	37	-	-	-	1,890		
29	稲荷第一	館内件数	91	99	102	118	108	107	104	111	99	107	95	108	1,249	合計件数	1,254
		館内人数	859	990	1,035	1,063	1,053	1,127	1,337	1,664	717	924	865	953	12,587		
		館外件数	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	1	-	5	合計人数	12,815
		館外人数	-	-	-	-	-	82	59	-	32	-	55	-	228		
30	稲荷第二	館内件数	69	78	88	93	66	98	90	88	84	74	83	91	1,002	合計件数	1,011
		館内人数	761	831	1,110	935	658	1,031	846	991	886	796	889	945	10,679		
		館外件数	2	-	1	-	1	-	1	1	2	1	-	-	9	合計人数	11,809
		館外人数	30	-	100	-	140	-	280	36	525	19	-	-	1,130		

令和6年度 市民センター使用状況

31	大場	館内件数	53	75	75	78	44	76	73	75	59	61	59	62	790	合計件数	796
		館内人数	603	759	792	944	485	844	787	1,566	641	612	564	631	9,228		
		館外件数	-	-	2	1	-	-	2	-	-	-	1	-	6		
		館外人数	-	-	127	24	-	-	535	-	-	-	38	-	724		
32	鯉淵	館内件数	107	71	69	66	56	67	72	70	62	57	96	74	867	合計件数	876
		館内人数	810	858	788	751	551	741	685	766	868	606	1,504	875	9,803		
		館外件数	-	-	1	2	-	-	2	-	1	1	2	-	9		
		館外人数	-	-	67	49	-	-	334	-	32	42	273	-	797		
33	妻里	館内件数	81	85	98	96	82	91	89	96	77	83	87	80	1,045	合計件数	1,069
		館内人数	833	926	1,148	1,111	867	957	1,075	1,750	1,003	822	1,019	935	12,446		
		館外件数	4	2	3	1	2	2	3	1	2	1	2	1	24		
		館外人数	28	21	19	6	15	33	16	13	35	28	15	1	230		
34	内原	館内件数	152	149	166	163	115	153	164	180	152	149	152	189	1,884	合計件数	1,890
		館内人数	1,800	1,554	2,008	1,810	1,221	1,718	1,832	2,128	2,133	1,671	1,786	2,566	22,227		
		館外件数	-	-	-	-	-	1	1	-	-	3	1	-	6		
		館外人数	-	-	-	-	-	64	198	-	-	373	25	-	660		
													館内件数	39,706			
														館内人数	478,874		
														館外件数	876		
														館外人数	63,358		

(2) 令和7年度緑岡市民センター運営方針及び重点目標について

令和7年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実に努めていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

- ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。
- イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。
- ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。
- エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

また、各市民センターのホームページの中で、地域情報を積極的に発信し、それぞれの地域の魅力向上に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体

制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発

表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和7年度事業計画(案)について

事業名	講座名	対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高齢者学級	緑寿大学	地区内高齢者				講演「健康長寿を延ばすため」		落語やろうぜ		よみがえる水戸城		移動学習		
女性学級	レディースセミナー	地区内女性								第1回	第2回	第3回		
家庭教育学級	ふれあい学級	緑岡幼稚園保護者						第1回						
	家庭教育講演会	学区内保育所及び小学校保護者												
子育て支援事業	子育て広場	未就園児と保護者												
家庭教育強化事業	親子のふれあい体験教室	未就園児と保護者									クリスマスコンサート			
	夏休み子ども教室	地区内小学生					お琴体験教室 親子料理教室 親子ZUMBA							
成人セミナー	成人講座	成人						スマホ体験教室			第2回		第3回	
定期講座	教室(1)		募集	ペンづくり										
	クラブ(11)		募集	体操, 絵画, カラオケ, 健康スポーツ, 着付A, 着付B, 卓球A, 料理, 大正琴, ヨガ, オカリナ										
	市民センターまつり													1・2
地域コミュニケーション関連			総会		歩く会	地区花壇コンクール	ふれあい夏祭り	福寿のつどい	市民運動会 防火・防災・交通安全の集い	歩く会		郷土かるた学区大会		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 平成31年2月1日
- (2) 別表に2項を加える改正規定(水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。)及び付則第3項の規定 平成31年3月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日
(準備行為)
- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)の例により行うことができる。
- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。
- 付 則(令和3年12月24日条例第62号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和4年3月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表(第2条関係)

(平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・令3条例62・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町114番地の6
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4

水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例(平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休日)

第2条 水戸市市民センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 センターの休日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間及び休日を変更することができる。

(令5規則92・一部改正)

第3条 削除

(令5規則92)

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更(取消)申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更(取消)許可書(様式第4号)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書(様式第5号)を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、センターの職員の指示に従うこと。

(令5規則92・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日規則第34号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則(令和5年11月20日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

市民センター使用許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

市民センターを使用したいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 施 設	市民センター					
使 用 日 時	年	月	日(曜日)	時	分から	
	年	月	日(曜日)	時	分まで	
使 用 目 的						
使 用 人 員	人					
使 用 室 名						
備 考						

様式第2号(第4条関係)

市民センター使用許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
備 考	
許 可 条 件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第3号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称又は代表者)
担当者
電 話

市民センターの使用の変更(取消)をしたいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 申請の内容
- (1) 変更
 - (2) 取消し

2 申請の理由

3 変更の内容

	許可内容(許可番号：)	変更後の内容
使 用 施 設		
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的		
使 用 人 員	人	人
使 用 室 名		
備 考		

様式第4号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用の変更(取消し)について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
許 可 条 件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第5号(第7条関係)

市民センター使用許可取消等通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

市民センターの使用について、次のとおり決定したので、水戸市市民センター条例第7条の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
使 用 施 設	
使 用 室 名	
決 定 内 容	
決 定 の 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。